

鳥栖市道路照明灯 LED 整備事業 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名
鳥栖市道路照明灯 LED 整備事業
- (2) 業務内容
別紙1 「鳥栖市道路照明灯 LED 整備事業に係る仕様書」のとおり
- (3) 業務予定期間
 - ① LED 灯具への改修等
契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで
 - ② LED 道路照明灯リース（期間中の維持管理・修繕等を含む。）
LED灯具への改修等完了月の翌月1日から10年間
- (4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）
159,600 千円（総額）
本業務に要する総経費及び付帯サービスを含めた額とする。
この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
- (5) 支払い方法
契約金額を120ヵ月で分割して支払うこととし、LED灯具への改修等完了後のリース開始日から月額後払いとする。
なお、端数は最終月に含めるものとする。
- (6) 評価対象
事業者の選定にあたっては、本業務に要する総経費のほか、導入後に必要となる付帯サービス費用を含めた10年分の総額に基づく、10年間のリース料(付帯サービス付き)を評価対象とする。詳細は「7 業者の選定」を参照すること。

2 業者選定方法

- (1) 業務受託者の選定は、プロポーザル方式により、提出された提案書等及びプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員が審査を行い、その結果最高得点の事業者を優先交渉権者とする。
- (2) プロポーザルに参加しようとする場合は、別紙様式による提案書等を提出しなければならない。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。なお、参加基準確認基準日は、公募開始日から本業務の契約を締結するまでの間とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 本件の公告日から契約の締結日までの間において、「鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領」による指名停止を受けていないこと。
- (4) 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (5) 鳥栖市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 商法（明治32年法律第48号）第21条の規定による会社の整理の開始を命じられていないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てていないこと。
- (9) 参加表明書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 契約締結までのスケジュール

	手続き等	日 程
(1)	公告、実施要領等の配布開始	令和6年5月17日
(2)	質問受付期限	令和6年5月27日
(3)	質問回答	令和6年5月31日
(4)	参加表明書及び提案書等の提出期間	令和6年5月17日～6月14日
(5)	プレゼンテーション	令和6年6月24日

(6)	審査結果通知の送付	令和 6 年 6 月 28 日
(7)	契約の締結	令和 6 年 7 月 4 日

5 参加申込み手続き

(1) 実施要領等の交付

①交付期間 令和 6 年 5 月 1 7 日（金）から

鳥栖市ホームページ（鳥栖市道路照明灯 LED 整備事業公募型プロポーザルページよりダウンロード配布）

②配布資料

- ・鳥栖市道路照明灯 L E D 整備事業公募型プロポーザル実施要領
- ・鳥栖市道路照明灯 L E D 整備事業に係る仕様書
- ・鳥栖市道路照明灯一覧表
- ・既設道路照明灯維持管理費（電気料、修繕費等）

(2) 参加表明書及び提案書等の提出

①提出書類

- ア) プロポーザル参加表明書（実施要領 様式 1）
イ) 誓約書（実施要領 様式 2）
ウ) グループ構成表（実施要領 様式 3）
エ) 企業概要・企業状況確認表（実施要領 様式 4-1、様式 4-2）
オ) 道路照明灯 LED 照明導入等に係る業務実績報告書（実施要領 様式 5）
カ) 納税（滞納なし）証明書

提出より 3 か月以内に発行されたもので、最新の事業年度の国税及び地方税の滞納がないことを示すもの。（写し可）

区 分	税 目	証明発行者
国 税	法人税、消費税及び地方消費税 所定の様式：その 3 の 3	所轄税務署
都道府県民税	全て	都道府県税事務所
市町村民税	全て	市 町 村

※ 都道府県民税、市町村民税については、本社所在地に係るものに限る。

なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方に係る分を提出すること（本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置し

ている場合を除く)。また、委託先を開設して 1 年未満の場合で証明書が発行されない場合は、支店開設についての申告書の写しを提出すること。

キ) 登記事項証明書

商業登記の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（商業登記簿謄本を含む）。証明内容が提出時の現状を証明するものに限る。写し可。

ク) 配置予定監理技術者 経歴書 (実施要領 様式 6)

ケ) 提案書提出届 (実施要領 様式 7)

別紙 1「鳥栖市道路照明灯 LED 整備事業に係る仕様書」に基づき作成すること。

コ) 見積書（概算）及び積算内訳書 (任意様式)

サ) 事業実施方針提案書 (実施要領 様式 8)

シ) 提案総括表 (実施要領 様式 9)

ス) 調査業務提案書 (実施要領 様式 10)

セ) 使用機器提案書 (実施要領 様式 11)

ソ) 設置・廃棄計画書 (実施要領 様式 12)

②提出期限 令和 6 年 6 月 1 4 日（金）午後 5 時 15 分

③提出場所 鳥栖市 建設部 維持管理課内

④提出部数 6 部（正本 1 部（紙）、副本 5 部（紙））

正本には捺印し、副本は正本のコピーを用いること。ただし、カ)～キ)は 1 部とし、正本へのみ添付する。

⑤提出方法

ア) 持参又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る）とする。

イ) 持参の場合、持参者はあらかじめ鳥栖市に連絡するものとし、土日及び祝日を除く各日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までを受付時間とする。

ウ) 郵送の場合、未着・遅延が発生した際は、原因の如何を問わず、鳥栖市は責任を負わない。

⑥提出書類の取扱い

ア) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

イ) 書類の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。

ウ) 提出書類は、返却しない。

エ) 提出書類は、優先交渉権者の選定以外には使用しない。

オ) 個人情報保護に関する法律及び鳥栖市情報公開条例（平成 12 年条例第 40 号）の規定による請求に準じ、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの優先

交渉権者特定前において決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 質問書（実施要領 様式 14）の受付

①受付期間 令和 6 年 5 月 1 7 日（金）から令和 6 年 5 月 2 7 日（月）

午後 5 時 15 分まで

②受付方法 電子メールで送信すること。

なお、電子メールを送信した場合はその旨連絡をすること。

メールアドレス ijikanri@city.tosu.lg.jp T E L 0942-85-3598

※電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

③質問書の回答

質問に対する回答は、令和 6 年 5 月 3 1 日（金）午後 5 時 15 分までに、プロポーザルに参加表明書の提出を行った事業者すべてに、電子メールにて質問事項及び回答内容を公表するものとする。

なお、質問の回答は、本要領の追加または修正とみなす。

6 審査（プレゼンテーション）の実施

(1) 日程及び場所等

令和 6 年 6 月 2 4 日（月）

鳥栖市役所内

プレゼンテーションを行う日時及び場所等については、参加表明書提出日以降に改めて参加事業者へ通知する。

(2) 参加人数

1 社当たりの参加人数は 4 人までとし、本業務を受託した場合に、実際に担当する管理責任者及び主たる担当者が行うこと。

(3) 必要な機器の準備

プレゼンテーション用に必要な機器は、各事業者が準備すること。

電源（100V）及び延長コード（1 個）については市で準備するものとする。

(4) 実施方法

ア) 会社概要、説明者の自己紹介及び提案書等の内容の説明をすること。

イ) 説明は提出された提案書に沿って行うものとし、追加資料等は認めない。

ウ) 審査は、プレゼンテーション（30 分以内）及び質疑応答（15 分）に対し行う。

7 事業者の選定

(1) 選定委員会の設置

提出書類とプロポーザル時の説明、質疑応答の内容を総合的に審査し、採点結果に基づく優先交渉権者を選定するため、鳥栖市道路照明灯 LED 整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

なお、鳥栖市建設部維持管理課を事務局とする。

(2) 評価基準

優先交渉権者を選定するための評価基準は、別表 1 の評定基準表のとおりとする。

(3) 審査結果等の通知

審査結果は、令和 6 年 6 月 28 日（金）までに参加事業者全員に書面により通知する。なお、選定の評価については公表しないものとし、結果に対する異議は受け付けない。

8 契約内容協議及び契約

選定の結果、優先交渉権者となった事業者と仕様書等の調整を行い、交渉が整った段階で契約を行う。契約締結にあたっては、鳥栖市契約事務規則（昭和 39 年 14 月 28 日規則第 21 号）を準用するとともに、その他関係法令に定めるところによる。

なお、調整により交渉が整わなかった場合や優先交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合、その他の理由により契約が締結できない場合は、次点者と交渉を行うものとする。

9 その他

(1) 鳥栖市（以下、本市という。）が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この範囲内であっても、本市の了承を得ることなく公表し、又は使用してはならない。

(2) 提出書類及び提案内容に虚偽が認められた場合は失格とする。

10 連絡先

鳥栖市 建設部 維持管理課内 担当：山内

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地

T E L 0942-85-3598 メールアドレス ijikanri@city.tosu.lg.jp